

2026年5月下旬からの新・防災気象情報に関するご対応について

【ご意見・ご要望】(投稿日:2026年4月27日)

平素から学生生活の向上にご尽力いただき、ありがとうございます。

さて、2026年5月下旬から、防災気象情報が大きく変わります。新たに警戒レベル4相当の「危険警報」が新設され、運用されます。これには「氾濫危険警報」「大雨危険警報」「土砂災害危険警報」といった、京都大学の各キャンパスやその周辺に関する警報も含まれます。例えば、吉田キャンパス周辺には、鴨川の氾濫による浸水想定区域や土砂災害警戒区域が広がっています。各警報には「レベル N」という言葉が付きます。避難するタイミングは「レベル 3(高齢者など避難に時間の掛かる人)」や「レベル 4(全員非難)」です。一方、特別警報は「レベル 5」にあたり、すでに災害が発生していて、安全な非難ができず、命が危険な状況で発令されます。2025年4月1日時点における、京都大学の「災害等に伴う休講等の措置等に関する取扱い」では、気象警報による休講等の条件は「特別警報または暴風警報もしくは暴風雪警報」となっています。他大学を見てみると、東北大学、熊本大学や筑波技術大学、山口大学のように、レベル4や避難指示を休講基準とする教育機関も存在します。その他、関連の情報として、「時系列情報(明日までの警報等の見通し)」「線状降水帯直前予測」というものがあります。「時系列情報(明日までの警報等の見通し)」は、警報や注意報に先立って、明日までの気象の見通しを提供するものです。「線状降水帯直前予測」は、その名の通り、線状降水帯が発生する可能性が高まっていることを、発生前の2-3時間前を目標に知らせるものです。

以上の前提をもとに、以下の質問・要望があります。

①今回の防災気象情報の変更に伴い、「災害等に伴う休講等の措置等に関する取扱い」を見直す予定はありますか。予定がない場合、その理由も教えてください。

②昨今、特に大雨については、台風以外であっても災害が激甚化しています。しかしながら、気象警報の休講基準では、暴風警報・暴風雪警報を除くと、すでに災害が発生している「特別警報」が出たときようやく休講となっています。これは必ずしも実態にそぐわないと感じております。レベル4の危険警報や避難情報(避難指示)が、各キャンパスのある市区町村に出た時点で休講にするよう、基準を改める必要があると思います。

③災害が予想される際の休講基準として、「時系列情報(明日までの警報等の見通し)」「線状降水帯直前予測」といった関連する防災情報を踏まえたものは存在しますか。存在しない場合、その理由も教えてください。

学生や教職員が安心して本業に取り組めるためにも、災害から命を守る取り組みを強化していただくことを期待しています。

【回答】(回答日:2026年5月22日)

(回答部署:学務部学務課)

この度は具体的で真摯なご提言ありがとうございました。

①防災気象情報の変更に伴い、「京都大学における災害等に伴う休講等の措置等に関する取扱要項」(以下、「要項」。)の見直しを検討していますが、新制度の運用状況を見極める必要があるため、当面の間は現行の要項を維持しつつ、実効性のある基準への改定に向けた調査・検討を継続します。具体的には②をご参照ください。

②京都市は全国的に見ても面積が大きく、その市域には起伏に富む北部山間地域が含まれます。そのため、防災気象情報や避難指示が、必ずしも本学のキャンパスに直接は影響がない地区における雨量等の計測結果を基に発表・発令される可能性があり、レベル4の危険警報や避難指示の発表・発令をもって一律に休講措置を取ると授業の実施回数確保に支障を来す可能性があります。以上のことから、当面は宇治キャンパスが所在する宇治市も含めて新しい基準での防災気象情報の発表頻度や様態を注視し、要項改正の必要性を検討する予定です。

③現要項では明示的に「時系列情報」等を参照することにはなっていませんが、必ずしも現要項第2条に規定する気象警報等が発表された場合だけでなく、第3条により教育担当理事が学生の安全を確保するために必要であると判断した場合、休講措置を取ることができます。その判断に際しては、学生が登校後に帰宅困難とならないよう、「時系列情報」等の情報を積極的に活用します。

昨今の豪雨被害をはじめとした災害の激甚化により、学生の皆様が不安に思われていることはよく理解できます。本学としても、学生の安全確保が最優先事項であることを大前提とし、教育・研究活動を継続する使命もあります。これらを両立させるため、防災気象情報その他の情報も総合的に判断し、柔軟かつ迅速に対応していきたいと考えています。